

「和歌山県・市町村連携会議」

～地方分権の推進・三位一体の改革に対応した県・市町村間での連携～

(中間報告書)

平成20年1月

目 次

1	連携会議設立の趣旨	・ ・ ・ ・ ・	1
2	連携会議のこれまでの取り組み	・ ・ ・ ・ ・	1
3	各小委員会における検討状況		
	(1) 権限移譲小委員会	・ ・ ・ ・ ・	2
	(2) 税収確保小委員会	・ ・ ・ ・ ・	4
	(3) コスト縮減等小委員会	・ ・ ・ ・ ・	10

資料

(1)	規約	・ ・ ・ ・ ・	18
(2)	表彰規約	・ ・ ・ ・ ・	19
(3)	コスト縮減に係る取組状況	・ ・ ・ ・ ・	20
(4)	構成員名簿	・ ・ ・ ・ ・	21
(5)	開催経過	・ ・ ・ ・ ・	24

I 連携会議設立の趣旨

地方を取り巻く情勢は、国・地方を通じての厳しい財政状況、三位一体改革、地方分権、市町村合併等、激動の時代の中、非常に重要な局面を迎えております。

また、国と地方の関係は、自己責任・自己決定に基づく行財政関係の構築が図られつつあり、県と市町村間においても、両者が協力し、自律的な関係を構築しつつ、県・市町村の共通課題に両者が連携・協力して対処していくことが重要となっております。

このため、この趣旨に沿う様々なテーマについて、県・市町村の連携方策等を検討する会議を設置し、具体的に取り組んでいくこととします。

II 連携会議のこれまでの取り組み

平成17年2月に発足しました「和歌山県・市町村連携会議」は、市町村副市町村長、市長会・町村会事務局長、県総務部長、振興局長をメンバーとする全体会議と、詳細な検討を行う小委員会で構成されています。

昨年に引き続き「権限移譲」、「税込確保」、「コスト縮減等」を協議する3つの小委員会で、市町村等と意見交換を行いながらテーマ選定、実現への手法、効果等について、議論を深めてきました。

「権限移譲小委員会」は、多様化した住民ニーズに対応したきめ細かい行政サービスを提供していくため、住民に身近な市町村の権限を充実し、自立性をたかめることにより地方分権を推進していくものです。

権限移譲小委員会発足により、県と市町村が移譲について協議を行う体制が確立され、地方自治法に基づく事務、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務等が移譲されました。

今後は住民に身近な市町村が行うことがふさわしい事務については、市町村の同意のもとに速やかに移譲を進めていくとともに、市町村の受け入れ態勢の整備に対する支援策等を講じていく必要があります。

「税込確保小委員会」は、厳しい財政状況、国からの税源移譲、全国でも低い徴収率を踏まえ、税込確保を図るための様々な方策に県と市町村が連携して

取り組むものです。

全市町村が参加した和歌山地方税回収機構が平成18年4月から設立され、徴収困難な滞納事案を市町村から引き受けて、積極的な滞納処分を行うことにより事案処理に取り組み、成果を上げています。

また、徴収強化のためのガイドラインの策定、共通行動目標の設定及び不動産等の合同公売の取組、地方税体制についての研究並びに家屋評価事務マニュアルの策定等の取組を進めることで、税負担の公平性の確保を図り、一層の税収確保に努めています。

「コスト縮減等小委員会」は、県と市町村又は各市町村間に共通する経費については、重複するものも多く、広域・共同で取り組むことにより経費の節減を図るという趣旨で設けられたものです。

コスト縮減等小委員会においては、全市町村の意見集約、共同化等の実施に向けた課題整理及び今後の方向性等を協議するため、各振興局単位で地域研究会を開催し、各課題について検討してまいりました。その結果、早期に実現可能な項目から順次実践しているところであり、またその縮減効果の検証などについても今後とも積極的に取り組んでいきます。

Ⅲ 各小委員会における検討状況

1 権限移譲小委員会

平成19年12月25日に平成19年度第1回権限移譲小委員会を開催し、下記の事項について協議を行いました。

(1) 旅券（パスポート）事務の権限移譲について

旅券発給の申請受付や交付等の事務を平成21年度から市町村に移譲することについて、県から提案を行い、事務の概要及び他府県の状況等について説明しました。

この事務については、既に11都道府県で移譲がなされており、基礎的な住民サービスの1つとして権限移譲された場合、申請者の本籍地と住民登録地が同じ市町村であるときはワンストップで旅券の申請手続きが実現することから住民サービス向上につながると考え提案したものです。

各委員からは事務の詳細について多くの質問が出され、直ちに回答できないものもあったため、年度内に県の担当課である文化国際課の職員出席のもと再度小委員会を開催することとし、その際に回答を行うこととしました。

また、それまでに文化国際課から市町村への説明を進めるよう依頼することとするとともに、委員には移譲について検討をお願いし、事務内容に関する疑問点や意見等を取りまとめ、次回小委員会開催時に発表してほしい旨をお願いしました。

(2) 移譲事務リストの作成について

全国的には、都道府県において移譲計画等を作成し、市町村が団体の状況に応じて計画的に移譲を受ける方法が多くとられているところです。

しかし、和歌山県においては移譲計画や移譲事務リスト等がないため、市町村が計画的な移譲について検討を行いたいと考えても対応できない状況にあります。

そのため、和歌山県においても移譲事務リストの作成に向けて全庁的に移譲事務の候補となる事務の選定作業に取り組んでいること、移譲事務リスト（案）が完成した段階で小委員会に提案し、意見交換を行いたいと考えていることを報告しました。

また、市町村から移譲を受けたい事務についての要望があった場合には、優先的に移譲に向けて取り組むことを約束しました。

(3) 今後の権限移譲について

地方分権改革推進委員会が平成19年11月に発表した「中間的な取りまとめ」のうち、都道府県から市町村への権限移譲に関する記載について概要を報告しました。

特に多くの都道府県において、小規模な市町村も含め既に移譲がなされている事務については、本来市町村の事務として位置付けられるべきものと考え、今後市町村の事務として法令により、一括して制度化することが検討されていることから、このことを念頭に、今後の権限移譲について対応していく必要があることに注意していただくようお願いしました。

2 税収確保小委員会

税収確保小委員会では、和歌山県税務協議会と協力して、県（税務課、市町村課、県税事務所）、和歌山地方税回収機構及び各ブロックの代表の市町村の担当約25名ずつによる以下の4つの研究会等を中心に活動を行いました。

また、10月には県及び市町村税務担当課長会議を開催し、県税及び市町村税の徴収強化並びに和歌山地方税回収機構に関することについて、連絡協議を行いました。

(1) 地方税体制に関する研究会

他府県の先進事例を調査しながら、地方分権の進展に対応した税務執行体制のあり方等について研究を行うため、本研究会が設置されました。

第1回研究会（7月）では、税収確保、コスト削減、納税者利便及び執行体制などの視点を踏まえた税務事務の効率化や納税者の利便性の向上を図ることを目的として、「地方税の一元化」の検討を進めている静岡県及び「税業務の共同化」の検討を進めている京都府の取組状況について事例紹介を行い、両団体の取組について、その効果、組織体制、経費、進捗状況及び説明責任のあり方等について意見交換を行いました。

第1回研究会での意見交換を踏まえ、共同化等の課題、進捗状況等について、10月に静岡県及び京都府に対して、両団体の協力を得て実地調査を行いました。

第2回研究会（1月）では、両府県において「広域連合」を設置して一元化、共同化を行う方向であること、静岡県においては県税を含めた地方税の徴収困難事案の滞納整理を共同で行う「静岡地方税滞納整理機構」を平成20年1月に先行して立ち上げること、全市町への意向調査を行った上で、20年代中に地方税の賦課徴収業務の一元化を目指していること、京都府においては平成19年夏から80名規模で府及び市町村の徴収職員の併任発令を行って大口滞納案件の共同処理を既に行っていること、平成20年秋に広域連合の設立を目指す

していることなどの調査結果を報告し、その課題や地方税の執行体制のあり方について意見交換を行いました。

研究会での地方税体制に関する先進的な取組の研究を通じて、地方自治の本旨や地方税の執行体制や業務の効率化等について一層認識を深めるとともに、地方税の一元化や税業務の共同化の基本的な考え方などについて、県と市町村で情報共有を行ったところであり、共同化等の動向に対応できる基礎的知識が習得しえたものと考えています。

（２）県税及び市町村税の徴収強化に関する研究会

県税及び市町村税の徴収強化を行うため、昨年度に引き続き設置された本研究会では、今年度は５回の研究会と全市町村に対する滞納整理状況に関する実地調査を行い、地域ブロック毎の研究会とも連携をして、徴収強化策の議論及び実践を進めました。

第１回研究会（５月）では、研究会の設立趣旨の説明並びに昨年度の研究実績及び評価を行い、県から市町村への徴税吏員の併任派遣、個人住民税の県による直接徴収、合同滞納整理強化月間（１２月）及び合同公売の実施等について、今年度も積極的に進めていくことが決定されました。さらに、税源移譲に関する周知・広報についても課税時期を直前に控えて、引き続き連携をして積極的な対応を進めていくことを確認しました。

また、昨年度までの議論を踏まえ、①徴収計画、②債権管理、③延滞金徴収の３つの分野について、徴収事務の参考となるガイドラインを策定することとし、ワーキンググループを設置して作業を進めることとなりました。さらに、市町村における滞納処分の実施状況等を把握するため、県税事務所及び市町村の協力を得て、６月に全市町村への実地調査を行うこととなりました。

第２回研究会（７月）では、実地調査の結果を報告し、全団体に徴収目標を定め徴収計画の策定を行うこと、差押え処分を行うための目標を策定すること、財産調査等の結果徴収できないと判断される租税債権については法令に基づく

滞納処分の執行停止を行い租税債権の適正管理を進めること、延滞金の適正徴収を進めるための行動目標等を策定すること等について方針を決定しました。また、現年課税分の徴収対策の一層の必要性や、コンビニ収納等納税環境整備についても議論を行いました。

第3回研究会（9月）では、12月の合同滞納整理強化月間への取組、不納欠損処理の状況、並びに税源移譲により増収が見込まれる個人住民税の徴収率が前年度に比べて低下している現状及び催告強化等について意見交換を行いました。

第4回研究会（10月）では、第2回研究会での決定を踏まえて、市町村で策定、提出された今年度の徴収目標及び計画等について報告がありました。また、差押え処分の件数目標も設定され、前年度の約2倍の2,000件を目標に全市町村で取り組んでいくこととなりました。

第5回研究会（1月）では、租税債権管理及び不納欠損処理についての市町村アンケート結果について報告がなされ、新地方公会計制度の導入時期を目途に一層適正化に努めていくことを決定しました。

また、ワーキンググループで作業を進めてきた「延滞金徴収の適正化のためのガイドライン（案）」及び「徴収計画の策定のためのガイドライン（案）」について報告がありました。なお、「債権管理の適正化のためのガイドライン」についても、今後作業を進め、3月末を目途に策定していくことを確認しました。

本県における現在の徴収状況から鑑み、今後とも税収確保に資するため一層の徴収強化を図っていくことが必要であり、市町村と県で連携すべき徴収対策を積極的に進めていくことが必要と考えています。

（3）和歌山地方税回収機構に関する研究会

税の公平性と税収の確保を目的に、市町村での徴収困難事案を引受け、広域的に滞納整理を進める組織（全市町村加入の一部事務組合）として、和歌山地方税回収機構が平成18年4月に設立されました。

この機構は、徴収部門に特化した組織であることから、機構の運営や将来のあり方等に関する企画立案や各市町村間の調整を行う場として、18年度に本研究会が設置されました。

今年度の第1回研究会（5月）では、研究会の設置趣旨を確認した後、18年度の活動実績、19年度の活動方針及び市町村からの事案の移管状況等について報告がありました。また、20年度から導入が予定されている市町村負担金の徴収実績割額、20年度以降の移管基準、引受期間満了に伴う事案の返還事務等について意見交換を行いました。

○機構の設立効果（18年度） （百万円）

	間接効果	直接効果	計
納付又は徴収額	625	502	1,127
納付約束又は保全額	1,485	348	1,833
計	2,110	850	2,960
当初見込額（達成率）	1,123（188%）	469（181%）	1,592（186%）

※間接効果（移管予告効果）：市町村が滞納者に対して機構への移管予告催告を実施した結果、

新たに納付又は納付約束がなされたもの（市町村集計値 H18.12末）

※直接効果：市町村から引受けた事案について、機構で徴収又は保全したもの（H19.3末）

第2回研究会（7月）では、機構の活動状況、18年度決算見込の報告があり、また、20年度の職員体制の検討や、徴収力の一層の強化を支援するための機構職員の市町村への併任派遣の取組や、コンサルティング制度の検討等について意見交換を行いました。さらに、20年度以降の移管基準及び移管件数について議論を行い、機構を活用した事案処理を進めるため、当初に設定された800件以上を市町村が移管していくことで合意しました。

第3回研究会（10月）では、機構の活動状況や移管予告効果の市町村集計結果及び全市町村と併任派遣の協定の締結が行われたことなどについて報告がありました。

また、19年度の市町村負担金については、設立3年目から徴収実績割額が導入されることに伴い、処理件数割額の単価を改訂していくこと、平成20年度予算案編成については、更なる経費節減に努めつつ徴収強化に重点配分を行う方向とすることなどの検討を行いました。

第4回研究会（1月）では、機構の活動状況等の報告が行われるとともに、20年度の機構の体制及び事案の移管に向けた市町村の取組等について検討を行いました。また、設立後2年を経過する中で、機構の運営その他必要な事項の検討については、機構が主体となって実務者会議を設置して、議論を進めることについて検討を行いました。

機構の活動状況（19年度 平成19年12月末現在）

- 事案の移管 引受件数 786件、引受税額 約17.8億円
- 徴収実績 徴収額 約4.2億円（市町村税、個人県民税、延滞金等）
- 行動実績 差押え件数 1,311件（不動産、預貯金、給与等）
インターネット公売（5回）不動産公売（5回）等
- 設立効果 移管予告効果 約11.5億円（10月末集計）
設立効果は機構の確保額を併せて約17.9億円

機構は、全国的に低位にある現在の市町村税の徴収状況等を踏まえて設立された組織であり、各市町村では機構を一層活用して短期集中的に滞納事案の処理を進め、徴収状況の改善を続けていくことが必要であると考えています。

（4）家屋評価均衡化検討委員会

家屋評価の適正化、均衡化に向けて今後どのような取り組みをすべきかについて、家屋評価の現状分析、問題点の提起等について調査研究を行い、具体的な方策を検討することを目的として「家屋評価事務に関する研究会」が平成18年度に設置されました。

研究会は4回開催され、各市町村の家屋評価体制の現状を分析し、問題点の整理を行った結果、市町村間に評価水準のバラツキがあり、より効果的な評価研修、評価結果のバラツキの原因について積極的に討議する場を設けることが必要であることが再確認されました。よって、平成19年度にはそのような課題を解決するために「家屋評価均衡化検討委員会」を設置し、その中で、より深く検討することとなりました。

第1回委員会（6月）では、検討項目として、効果的な研修の実施、家屋評

価事務マニュアルの作成及び広域比準評価・共同評価について検討を進めることとなり、具体的な検討作業については、委員会の下に8名の県及び市町村職員から構成されるワーキンググループを設置し、そのワーキンググループで検討することとなりました。なお検討項目のうち、平成19年度は、(1)木造専用住宅の評価実務研修の実施、(2)家屋評価事務マニュアル(木造家屋)の作成を重点的に進めることとなりました。

評価実務研修は平成19年9月20日～21日(岩出会場)、10月4日～5日(田辺会場)の2会場にて各2日間実施し、2会場で約60名の県及び市町村職員が参加しました。研修の概要は、まず参加者を5つのグループに分け、評価の対象となるモデル家屋について実地調査し、その後各グループ別に評点付設作業を行うとともに評点計算結果を発表するというものでした。また、研修の間には日頃の家屋評価、固定資産税業務全般について情報交換を行う時間も設け、情報の共有、知識の向上を図りました。

家屋評価事務マニュアルについては、ワーキングを5回開催しマニュアルの構成、内容について検討してきました。マニュアルのスタイルとしては、地方税法や固定資産評価基準をベースに判例、行政実例を加えていくことし、今年度は家屋評価の基本や実務、また多くの要望があった木造家屋の評価等を中心に作成しました。

第2回の委員会(1月)では、上記ワーキンググループの活動をまとめた報告書(案)について報告が行われました。

平成20年度については、平成21年度の評価替えを控え新基準により木造家屋を対象として引き続き実務研修を行うとともに、マニュアルについては、非木造家屋の評価に係る部分や評価計算例の部分について作成するとともに基準表に示されていない評点項目の作成や補正の方法等についても引き続き検討する予定としております。

3 コスト縮減等小委員会

【総括】

「コスト縮減等小委員会」では、検討項目の洗い出しのため5月下旬から地域研究会を実施したうえで、平成19年8月29日に第1回目の会議を開催、5つの事項について議題としました。その後検討を進め、平成20年1月11日に第2回目の会議を開催、その検討状況及び今後の取組方針等について確認しました。

今後は、庶務的事務の統合・共同化の推進、各種団体の整理・統合等について引き続き連携して取り組むことを確認しました。

(1) 庶務的事務の統合・共同処理の推進

市町村の庶務的事務の統合・共同処理の推進につきましては、各団体で重複する類型的な仕事を共同処理することで、各団体の事務軽減を図り、行政コストの一層のコスト縮減を図ることができないかという視点で、その業務の範囲、方策、可能性について検討してきたところであります。

【電算システム統合を伴う共同処理について】

① フロントオフィス系システム共同化の取り組みについて

電算システムの共同化については、和歌山県電子自治体推進協議会において、緊急度の高いものから順次検討を行っておりますが、その中でも「イベント等の申込み及び公共施設の予約」のオンライン化については、アンケートによると過半数の団体が早期に導入すべきと考えています。そこで、第1回幹事会において、簡易な電子申請の共同利用についての勉強会を設置することを決め、2月に第1回勉強会を開催する予定です。

② バックオフィス系システム共同化の取り組みについて

和歌山県電子自治体推進協議会のバックオフィス系システムワーキンググループと連携して合計9回の合同勉強会を開催し、財務会計・人事給与・介護保険の3システムを対象に共同化を目指して取り組んできたところであります。特に、第6回勉強会からは主に介護保険システムに絞って、業者から概算見積

も含めたシステム提案を受け、検討を行いました。しかし、提案された導入経費が現在より相当高かったことや、介護保険システムのみを他社に切り替えることによってシステム障害が発生するおそれがあるなどの理由により、共同システムの導入を希望する団体はありませんでした。

今後の勉強会の運営等について各団体へアンケート調査を行った結果、多くの団体は引き続き勉強会の開催を希望しましたが、その一方、類似した勉強会が複数開催されているため、出席者の負担を軽くして欲しいとの要望もあり、検討を行いました。

最終的には、これまで取り組んできた「バックオフィス系システム共同化に関する合同勉強会」を終了し、電子自治体推進協議会内に設置される「簡易申請システム共同化ワーキング」の場において、引き続きシステムの共同化等について検討を行うこととしました。

<参考>

第1回勉強会開催日（平成18年11月15日）

～

第9回勉強会開催日（平成19年10月5日）

<参加団体>

海南市・橋本市・御坊市・紀の川市・紀美野町

有田川町・広川町・日高川町・那智勝浦町

【電算システム統合を伴わない共同処理について】

① 単価契約物品調達に係る共同発注

昨年度、有田地域において、平成19年度単価契約物品7品目を共同発注したところ、約7.1%の削減効果が得られました。

この有田地域における取り組みに引き続き、他の地域についても共同発注が可能であるか、また可能であればその手法について検討することとし、まずは地域事情を把握するため、「第1回庶務的事務の統合・共同処理に係る地域研究会」を下記のとおり開催し、実務担当者による意見交換を行いました。

●第1回目（平成19年5月21日～6月13日）・・・県内7地域で開催

次に、各地域において共同発注が可能と思われる品目の洗い出しを行い、「第2回庶務的事務の統合・共同処理に係る地域研究会」を下記のとおり開催したところ、伊都地域、有田地域、日高地域、西牟婁地域、串本地域の5地域において、8種類21品目の物品について、平成20年度単価契約の共同発注を進めることを確認しました。

●第2回目（平成19年10月22日～26日）・・県内7地域で開催

現在、それぞれの地域において発注事務を進めているところでありますので、その結果については来年度取りまとめのうえ報告するとともに、検証のうえ今後の共同発注に活かしてまいります。

② 広報誌における有料広告の共同発注

昨年度の市町村の自主的な取組として、有田市、広川町、有田川町において広報誌に掲載する有料広告の共同発注が行われました。これにより歳入確保につながるとともに、広告代理店との契約であるため、毎月の広告スペースの確保が容易になりました。

◆平成19年度 24,600部（3団体の年間発行部数合計）

「第1回コスト縮減等小委員会」にこの取り組みを報告するとともに、「第2回庶務的事務の統合・共同化に係る地域研究会」において、有料広告の共同発注が可能かどうか話し合ってくださいました。今後は各団体において有料広告制度を導入する際の検討材料としていただくこととしています。

③ 航空写真の共同発注

昨年度開催した「庶務的事務の統合・共同化に係る地域研究会」において、各団体ごとに委託している航空写真撮影業務を近隣の団体と共同発注すれば費用が安くなるのではないかと提案がありましたが、今年度、御坊市と美浜町が自主的な取組として、航空写真撮影業務の共同発注を行いました。

◆共同発注による効果 御坊市約33%、美浜町約41%のコスト削減

今後は、定期的に各団体の撮影状況を確認し、市町村間で共同発注できる地域があれば推進していくとともに、県と市町村間の共同発注や統合型GIS等の新しい課題について研究してまいります。

(2) ヤフーオークションを利用した未利用地の売却促進

和歌山県では昨年度から、オークション事業最大手のヤフー株式会社と共同で「インターネット公有財産売却システム」を開発し、未利用地の売却を積極的に進めていました。

そこで、このシステムにより各市町村が抱えている未利用地を売却し、歳入確保と管理経費の削減につなげていきたいと考え、「第1回庶務的事務の統合・共同化に係る地域研究会」に報告し、各市町村において検討していただいているところです。

なお、12月の第3回公有財産売却には間に合いませんでしたが、すでにヤフーへ団体の登録を行い、売却できる状態にある団体もあり、引き続きオークションに関する情報提供を行い、未利用地の売却を促進してまいります。

(3) Webサイト知恵の「和」

昨今、行政を取り巻く財政状況は厳しさを増し、電子メールを利用した資料配付による会議の削減など各方面でコスト縮減が図られているところですが、その反面、職員同士が情報や意見を交換する機会が減少し、業務を行う中でも担当者間の連絡・連携が取りにくくなっています。

このような状況の中、知恵の「和」を各団体間で情報や意見の交換、施策紹介を容易に行えるインターネット上の「常設の意見交換の場」として平成19年4月に開設し、各団体の行事やイベントの情報発信、他団体への周知、会議の場以外での団体・職員間の連携にも活用されているところです。

サイトの運用開始以来、12月末時点で約3,600件のアクセスがありましたが、今後、より多くの方に有効活用していただくため、その内容や掲載項目について更に検討を重ねてまいります。

(4) 駆けつけ応援団、職員交流について

地方分権改革が推進される中、行政運営の円滑化・能率化を進める必要があります。そのため、県が保有する知見・ノウハウ等を共有し、県と市町村の連携の強化を図ることで、市町村の自立を支援する方策の一つとして、平成19年4月より「和歌山県駆けつけ応援団事業」を実施しています。

駆けつけ応援団は、市町村からの要請を受けて、数ヶ月程度の間に関職員が、県での独自の業務を行いつつ、週に1日または2日等定期的に市町村に出張して、市町村での業務を行う制度で、現在、24業務が登録されていますが、必要な業務があれば随時追加するなど、引き続き事業を推進してまいります。

<参考>

市町村税の滞納整理業務

派遣先	期間	派遣人数
橋本市	19.7.11～20.3.31	4名
紀の川市	〃	3名
岩出市	〃	3名
かつらぎ町	〃	3名
九度山町	〃	3名
高野町	〃	3名
田辺市	19.7.20～19.10.19	2名
白浜町	19.9.1～19.11.30	2名

次に職員交流についてですが、行政システムの情報収集、相互理解協調関係の促進、職員の資質の向上等のため、平成19年4月より要綱を制定したところですが、現在、制度の利用には至っていない状況ですが、引き続き制度周知を行うなど事業を推進してまいります。

(5) 各種団体の整理・統合

県に事務局を置く各種団体の負担金等の見直しについては、県の監査事務局

による行政監査の実施や、市町村課からの各種団体を所管する課室に対する予算削減依頼などにより、負担金の見直しについては相当の成果が得られたところですが、今後も引き続き、市町村からの要望があれば各所管課に伝えていくとともに、県の監査事務局等の関係課と連携してまいります。

なお、県の監査事務局が実施した行政監査については、現在、措置状況を取りまとめているところであり、今年度に結果を公表する予定ですが、その結果を踏まえて、負担金の見直しを含めた各種団体のあり方等を検討してまいります。

(6) 一部事務組合の統合等

一部事務組合は現在県内で47団体あり、市町村数30に対して全国的にも非常に多い状況にあります。

複数の事務組合を統合することにより、事務局の体制強化や行政運営の効率化が図れ、加えて、費用削減などの効果が考えられるため、早急に取り組んでいく必要があります。

今年度は那賀地域、伊都地域の一部事務組合の統合に向けて、構成団体と協議を行いました。

那賀地域においては、構成団体である紀の川市及び岩出市ともに統合に賛成ですが、統合の手法やスケジュールの作成等、具体的な検討の着手には至っておりません。

一方、伊都地域においては、平成19年10月に構成市町の企画担当課長をメンバーとする研究会を設立し統合に向けた協議を開始しました。

那賀・伊都地域の一部事務組合統合に関しては、これからも支援していくとともに、他の地域においても統合に向けた検討を進めていただききたいと考えています。

(7) 和歌山県市町村公会計改革研究会

平成18年度は、「住民参加型市場公募地方債」、「公会計制度改革・地域経営改善」の2つのテーマについて、参加希望団体及び市町村課の財政担当者により勉強会を開催し事例研究を行いました。

平成19年度においては、総務省指針や財政健全化法の施行等により早急な対応が求められることとなった公会計整備に取り組むため、市町村振興協会の助成を受け、全市町村及び市町村課の財政担当者により「和歌山県市町村公会計改革研究会」を設立し、総務省研究会委員によるキックオフ講演会や、公認会計士を講師に迎えての財務書類作成実務に関する研究会を実施しています。

○キックオフ講演会 平成19年6月1日 自治会館2階会議室

- ・参加者 164名（市町村・一部事務組合134名、県30名）
- ・講演 「地方公会計改革の趣旨と自治体経営における活用方法について」
総務省 新地方公会計制度研究会・同実務研究会委員 森田祐司氏
（監査法人トーマツ代表社員、公認会計士）

○研究会（平成19年度～20年度で各年8回開催）

- ・平成19年度：総務省方式改訂モデルによる普通会計4表の作成と財政分析
 - 第1回 6月 1日
 - 第2回 7月24日
 - 第3回 8月 8日
 - 第4回 9月 5日
 - 第5回 10月 5日
 - 第6回 10月31日
 - 第7回 11月14日
 - 第8回 3月12日（予定）
- ・平成20年度：同モデルによる連結ベース4表の作成と財政分析（予定）

資 料

和歌山県・市町村連携会議規約（旧）

（目的）

第1条 国と地方の関係は、分権一括法、三位一体改革により、自己責任・自己決定に基づく行財政関係の構築が図られつつあり、県と市町村間においても、自律的な関係を構築しつつ、コスト縮減等の共通課題に両者が連携して対応し、より効率的な行財政体制の構築を図ることを目的として、「和歌山県・市町村連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連携会議は、前条の目的を達成するため、県と市町村が協力し、行財政面で連携を図り、行財政の効率化・健全化に資するテーマについて、具体的な検討を行うこととする。

（組織）

第3条 連携会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 和歌山県内市町村の助役
- (2) 和歌山県市長会事務局長及び和歌山県町村会事務局長
- (3) 和歌山県総務部長、関係部長、各振興局長

（会議）

第4条 連携会議は、構成員の発意により招集し、開催する。

2 連携会議は、そのテーマごとに次の各号に掲げる小委員会を設置し、具体的な検討を行うこととする。

- (1) 権限移譲
- (2) 税収確保
- (3) コスト縮減等

（庶務）

第5条 連携会議の庶務は、和歌山県総務部総務管理局市町村課において処理する。

（その他）

第6条 この規約に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は各構成員が協議のうえ別に定める。

附 則

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

和歌山県・市町村連携会議規約（新）

（目的）

第1条 国と地方の関係は、分権一括法、三位一体改革により、自己責任・自己決定に基づく行財政関係の構築が図られつつあり、県と市町村間においても、自律的な関係を構築しつつ、コスト縮減等の共通課題に両者が連携して対応し、より効率的な行財政体制の構築を図ることを目的として、「和歌山県・市町村連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連携会議は、前条の目的を達成するため、県と市町村が協力し、行財政面で連携を図り、行財政の効率化・健全化に資するテーマについて、具体的な検討を行うこととする。

（組織）

第3条 連携会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 和歌山県内市町村の副市町村長
- (2) 和歌山県地方税回収機構事務局長
- (3) 和歌山県市長会事務局長及び和歌山県町村会事務局長
- (4) 和歌山県総務部長、関係部長、各振興局長

（会議）

第4条 連携会議は、構成員の発意により招集し、開催する。

2 連携会議は、そのテーマごとに次の各号に掲げる小委員会を設置し、具体的な検討を行うこととする。

- (1) 権限移譲
- (2) 税収確保
- (3) コスト縮減等

（庶務）

第5条 連携会議の庶務は、和歌山県総務部総務管理局市町村課において処理する。

（その他）

第6条 この規約に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は各構成員が協議のうえ別に定める。

附 則

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

この規約は、平成20年1月 日から施行する。

和歌山県・市町村連携会議表彰規約

平成17年 2月 1日 承認

(趣旨)

第1 三位一体改革や地方分権が進む中、各市町村における、行政、財政、税政の積極的な改革の取組みを評価し、また、促進するため和歌山県・市町村連携会議表彰（以下「表彰」という。）を設けるものとする。

(表彰権者)

第2 表彰は、和歌山県・市町村連携会議（以下「連携会議」という。）の総意によって行う。

(表彰の基準)

第3 連携会議の検討課題について、顕著な功績を上げ、他の模範になる取組みを行った市町村又は課室等に与えるものとする。

(表彰の方法)

第4 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰の時期)

第5 表彰は、随時行うものとする。

(被表彰団体等の決定)

第6 被表彰団体については、各小委員会において審議し、構成団体の総意をもって決定する。

(補則)

第7 この規約に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、連携会議の議決を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、連携会議の承認があった日から施行する。

【コスト縮減に係る取組状況】

団体名 有田市、湯浅町、広川町、有田川町

【コスト縮減に関する取組状況について】

- ①平成19年度単価契約物品について、複数団体で共同発注することによるコスト縮減効果を検証するため、県（有田振興局）、湯浅町、広川町、有田川町の4団体で7品目を試行的に共同発注した。
実施品目：PPC用紙2種類、ファイル3種類、トイレトペーパー、塩カル
- ②平成19年度の広報誌における有料広告について、有田市の呼びかけにより、広川町と有田川町との3団体で広告業者を共同発注（募集）し、歳入の確保を図った。

【成功事例及び失敗事例】

- ①物価上昇による価格上昇から、平成18年度単価を上回る単価となった物品もあったものの、共同発注することにより、7品目トータルでおよそ7.1%のコスト削減となった。
7品目の購入予定額 7,855千円 △601千円 7.1%削減
(物価上昇がなければ、△751千円 約8.7%の削減)
- ②落札額を各市町の発行部数により按分したところ、有田市においては市単独で募集したときよりも収入が落ちる結果となったが、広川町、有田川町においては歳入確保につながるとともに、広告業者との契約であるため、毎月の業者（枠）の確保が容易となった。

【今後の展望等】

- ①平成20年度については、購入実績や見込み等を基に新たな品目を含む5品目に見直すとともに、有田市も参加してさらに検証を進めていく。
また、有田地域で先駆的に共同発注を実施したことにより、今年度は他の地域においても、その取組が広がっており、県レベルでの大きなコスト縮減効果につながっている。
- ②平成20年度においても引き続き共同発注を予定しており、歳入確保に努める。

各小委員会等構成員名簿

【権限移譲小委員会】

平成19年6月1日現在

区分	所 属・部・課	職 名	氏 名
市 町 村	和歌山市	企画課	課長 上島 勲
	海南市	総務課	課長 田中 伸茂
	橋本市	企画経営室	室長 野上 義己
	有田市	総務課	課長 成川 吉弘
	御坊市	総務課	課長 藤本 順英
	田辺市	総務課	課長 小川 鏡
	新宮市	総務課	課長 丸山 修市
	紀の川市	総務部	次長 北林 佳高
	岩出市	総務課	課長 佐伯 繁樹
	紀美野町	総務課	課長 岡 省三
	九度山町	総務課	課長 窪田 安男
	広川町	総務政策課	課長 西岡 利記
	印南町	総務課	課長 寺前 強巳
	上富田町	総務政策課	課長 小倉 久義
	那智勝浦町	総務課	参事 田中 敏男

【コスト縮減等小委員会】

平成19年6月1日現在

区分	所 属・部・課	職 名	氏 名
市 町 村	和歌山市	行政経営課	課長 山本 光弘
	海南市	政策調整課	参事 山本 盛
	橋本市	財政課	課長 北山 茂樹
	有田市	企画室	室長 雑賀 茂男
	御坊市	財政課	課長 龍神 康宏
	田辺市	政策調整課	課長 室井 利之
	新宮市	財政課	課長 上路 拓司
	紀の川市	財政課	課長 岩坪 純司
	岩出市	総務課	副課長 出口 隆昭
	紀美野町	企画管財課	課長 溝上 孝和
	高野町	企画振興課	課長 今井 俊彦
	有田川町	企画財政課	課長 山崎 正行
	みなべ町	総務課	参事 井川 憲行
	白浜町	総務課	課長 津田 壽朗
	古座川町	総務課	課長 中田 定

【税収確保小委員会】
○地方税体制に関する研究会

平成20年1月17日現在 17名

区分	所 属 ・ 部 ・ 課	職 名	氏 名	備 考
市町村	和歌山市	財政局税務部主税課	班長 太田 政文	
	海南市	総務部税務課	課長補佐 舟尾 公男	
	紀の川市	総務部収税課	次長兼課長 中林 資雄	
	湯浅町	税務課	課長 丸山 太一	
	美浜町	税務課	課長 中村 善美	
	田辺市	市民部税務課	課長 山本 幾生	
一組	和歌山地方税回収機構	徴収課	主事 奥野 直哉	
	和歌山地方税回収機構	徴収課	主事 桃井 克博	
県	和歌山県税事務所		次長 雑賀 忠仁	
	紀中県税事務所	課税課	主任 喜多 靖幸	
	総務部 総務管理局	税務課	企画納税班長 平松 伸之	
	総務部 総務管理局	市町村課	税政班長 大平 志生	
	総務部 総務管理局	税務課	副主査 在塚 玄直	
	総務部 総務管理局	市町村課		鳥羽、辻、梶浦、宮脇

○県税及び市町村税の徴収強化に関する研究会

平成20年1月18日現在 22名

区分	所 属 ・ 部 ・ 課	職 名	氏 名	備 考
市町村	和歌山市	財政局税務部納税課	班長 中村 貴昭	
	和歌山市	財政局税務部納税課	班長 南 敏博	
	海南市	総務部収納対策室	室長 谷 勝美	
	紀美野町	税務課	課長補佐 鷺谷 好永	
	岩出市	総務部税務課	副課長 藤田 茂和	
	かつらぎ町	税務課	調査員兼課長補佐 大家 将利	
	有田川町	税務課	課長補佐 南 幸夫	
	日高町	税務課	課長 楠山 護	
	白浜町	税務課	課長 辻 政信	
	串本町	税務課	専門員 鈴木 一郎	
一組	和歌山地方税回収機構	徴収課	課長 三浦 源吾	
県	和歌山県税事務所	納税課	主任 小池 恒弘	
	紀北県税事務所	納税課	主任 西 保義	
	紀中県税事務所	納税課	課長 木村 公一	
	紀南県税事務所	納税課	副主査 加藤 康夫	
	総務部 総務管理局	市町村課	班長 大平 志生	
	総務部 総務管理局	税務課	班長 平松 伸之	
	総務部 総務管理局	税務課	副主査 在塚 玄直	
	総務部 総務管理局	市町村課		鳥羽、辻、梶浦、宮脇

○和歌山地方税回収機構に関する研究会

平成20年1月18日現在

24名

区分	所 属 ・ 部 ・ 課	職 名	氏 名	備 考
市町村	和歌山市	財政局税務部納税課	班長 池尾 伸一郎	
	和歌山市	財政局税務部納税課	班長 高橋 章	
	海南市	総務部収納対策室	室長 谷 勝美	
	紀美野町	税務課	主幹 平松 泰清	
	橋本市	総務部納税課	課長 池田 和夫	
	岩出市	総務部税務課	課長 小林 和夫	
	広川町	住民生活課	課長 小畑 啓造	
	由良町	税務課	課長 藤原 義正	
	上富田町	税務課	企画員 深見 芳治	
	那智勝浦町	税務課	主幹 福居 和之	
一組	和歌山地方税回収機構	徴収課	課長 三浦 源吾	
	和歌山地方税回収機構	徴収課	主査 岩井 紀生	
	和歌山地方税回収機構	徴収課	主事 中尾 泰之	
県	和歌山県税事務所	納税課	主任 橋本 剛	
	紀北県税事務所	納税課	主任 柏野 丈二	
	紀中県税事務所	納税課	課長 木村 公一	
	紀南県税事務所	納税課	副主査 加藤 康夫	
	総務部 総務管理局	税務課	班長 平松 伸之	
	総務部 総務管理局	市町村課	班長 大平 志生	
	総務部 総務管理局	税務課	副主査 在塚 玄直	
	総務部 総務管理局	市町村課	鳥羽、辻、梶浦、宮脇	

○家屋評価均衡化検討委員会

平成20年1月17日現在

16名

区分	所 属 ・ 部 ・ 課	職 名	氏 名	備 考	
市町村	和歌山市	財政局税務部資産税課	副主査 田中 康寛		
	海南市	総務部税務課	係長 中野 裕文		
	紀の川市	総務部資産税課	課長補佐 嶋田 雅文		
	九度山町	税務課	係長 倉谷 泰弘		
	有田市	市民部税務課	主任 宮本 昌彦		
	御坊市	総務部税務課	主任 辻浦 義幸		
	田辺市	市民部税務課	参事 小山 良男	副委員長	
	新宮市	総務部税務課	主事 大志野 悦宗		
	県	和歌山県税事務所	不動産取得税課	主査 西本 憲生	
		紀北県税事務所	課税課	主任 津田 郁久	
紀中県税事務所		課税課	主査 田中 大成		
紀南県税事務所		課税課	課長 狩谷 英治		
総務部総務管理局		税務課	課長 米山 重明	副委員長	
総務部総務管理局		市町村課	課長 水野 敦志	委員長	
総務部総務管理局		税務課	課税指導班長 中根 茂樹		
総務部総務管理局		市町村課	税政班長 大平 志生		

会議開催経過

【権限移譲小委員会】

	日 時	場 所
第1回小委員会	平成19年12月25日	和歌山県自治会館

【税込確保小委員会】

○県及び市町村税務担当課長会議

	日 時	場 所
全体会議	平成19年10月26日	和歌山県自治会館

○地方税体制に関する研究会

	日 時	場 所
第1回研究会	平成19年 7月10日	和歌山県自治会館
第2回研究会	平成20年 1月17日	和歌山県自治会館

○県税及び市町村税の徴収強化に関する研究会

	日 時	場 所
第1回研究会	平成19年 5月14日	和歌山県自治会館
第2回研究会	平成19年 7月26日	和歌山県自治会館
第3回研究会	平成19年 9月26日	和歌山県民文化会館
第4回研究会	平成19年10月15日	和歌山県自治会館
第5回研究会	平成20年 1月18日	和歌山県自治会館

○和歌山地方税回収機構に関する研究会

	日 時	場 所
第1回研究会	平成19年 5月16日	和歌山県自治会館
第2回研究会	平成19年 7月26日	和歌山県自治会館
第3回研究会	平成19年10月15日	和歌山県自治会館
第4回研究会	平成20年 1月18日	和歌山県自治会館

○家屋評価均衡化検討委員会

	日 時	場 所
第1回委員会	平成19年 6月14日	和歌山県庁南館
第2回委員会	平成20年 1月17日	和歌山県自治会館

【コスト縮減等小委員会】

	日 時	場 所
第 1 回小委員会	平成 1 9 年 8 月 2 9 日	和歌山県庁南館
第 2 回小委員会	平成 2 0 年 1 月 1 1 日	和歌山県自治会館

○庶務的事務の統合・共同化に係る地域研究会（第 1 回）

	日 時	場 所
海草地域研究会	平成 1 9 年 5 月 2 1 日	和歌山県庁南館
那賀地域研究会	平成 1 9 年 6 月 1 3 日	那賀振興局
伊都地域研究会	平成 1 9 年 5 月 2 4 日	伊都振興局
有田地域研究会	平成 1 9 年 5 月 2 2 日	有田振興局
日高地域研究会	平成 1 9 年 5 月 2 2 日	日高振興局
西牟婁地域研究会	平成 1 9 年 5 月 2 8 日	西牟婁振興局
東牟婁地域研究会	平成 1 9 年 5 月 2 5 日	東牟婁振興局

○庶務的事務の統合・共同化に係る地域研究会（第 2 回）

	日 時	場 所
那賀地域研究会	平成 1 9 年 1 0 月 2 5 日	那賀振興局
伊都地域研究会	平成 1 9 年 1 0 月 2 4 日	伊都振興局
有田地域研究会	平成 1 9 年 1 0 月 2 2 日	有田振興局
日高地域研究会	平成 1 9 年 1 0 月 2 2 日	日高振興局
西牟婁地域研究会	平成 1 9 年 1 0 月 2 6 日	西牟婁振興局
東牟婁地域研究会	平成 1 9 年 1 0 月 2 4 日	東牟婁振興局
串本地域研究会	平成 1 9 年 1 0 月 2 6 日	和歌山県庁南館

○バックオフィス系システムの共同化に関する合同勉強会

	日 時	場 所
第 3 回勉強会	平成 1 9 年 2 月 6 日	県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛
第 4 回勉強会	平成 1 9 年 3 月 5 日	和歌山県自治会館
第 5 回勉強会	平成 1 9 年 3 月 2 7 日	和歌山県自治会館
第 6 回勉強会	平成 1 9 年 5 月 2 3 日	和歌山県自治会館
第 7 回勉強会	平成 1 9 年 6 月 1 3 日	和歌山県自治会館
第 8 回勉強会	平成 1 9 年 7 月 9 日	和歌山県自治会館
第 9 回勉強会	平成 1 9 年 1 0 月 5 日	和歌山県自治会館

○和歌山県市町村公会計改革研究会

	日 時	場 所
第 1 回勉強会	平成 1 9 年 6 月 1 日	和歌山県自治会館
第 2 回勉強会	平成 1 9 年 7 月 2 4 日	和歌山県民文化会館
第 3 回勉強会	平成 1 9 年 8 月 8 日	和歌山県民文化会館
第 4 回勉強会	平成 1 9 年 9 月 5 日	和歌山県立情報交流 センタービッグU
第 5 回勉強会	平成 1 9 年 1 0 月 5 日	和歌山県民文化会館
第 6 回勉強会	平成 1 9 年 1 0 月 3 1 日	和歌山県民文化会館
第 7 回勉強会	平成 1 9 年 1 1 月 1 4 日	和歌山県立情報交流 センタービッグU